

# 防府市幼年消防クラブ規約

平成24年9月1日制定

## 第1章 総則

第1条 防府市内において編成された幼年消防クラブの運営指導を行うため防府市消防本部に防府市幼年消防クラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、事務局は消防本部予防課におく。

第2条 クラブは、園児に正しい火の使い方を身に付けさせ、園（所）及び家庭における火災予防思想の普及に努めることを目的とする。

## 第2章 組織

第3条 クラブは、消防本部及び市内の各幼稚園、保育園（所）において編成された幼年消防クラブ（以下「各クラブ」という。）をもって組織する。

第4条 各クラブは、防府市幼年消防クラブ指導育成会による活動補助及び運営指導を受けるものとする。

## 第3章 入会・脱会

第5条 クラブに入会しようとするものは、防府市幼年消防クラブ加入届（第1号様式）及び幼年消防クラブ規約（別添1）を事務局に提出し、入会の承認を受けなければならない。

第6条 クラブを退会しようとするものは、防府市幼年消防クラブ退会届（第2号様式）を事務局に提出しなければならない。

## 第4章 雑則

第7条 クラブの運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規約は、平成24年9月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

1号様式

年 月 日

## 防府市幼年消防クラブ加入届

(宛先) 防府市消防長

幼稚園・保育園(所)名

代表者職氏名

下記のとおり〇〇〇幼年消防クラブを設立するので届出します。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
代 表 者 職 氏 名	
ク ラ ブ 員 数	
職 員 数	
設 立 年 月 日	
そ の 他	

## 〇〇〇〇幼年消防クラブ規約

### 第1章 総則

第1条 このクラブの名称は、〇〇〇〇幼年消防クラブ（以下「クラブ」という。）と称し、〇〇〇〇に事務局をおく。

第2条 このクラブの目的は、園児に正しい火の使い方を身につけさせ、園及び家庭から火災の絶無を図るとともに、将来人命を尊重し財産の保全を図る社会人としての素地をかん養することとする。

### 第2章 加入と脱退

第3条 このクラブへの加入は、入園と同時に自動的にクラブ員となり、卒園と同時に自動的にクラブ員の身分を失うものとする。

### 第3章 事業

第4条 このクラブは、次の活動を行うものとする。

- (1) 火災予防の勉強
  - ア 火遊びの防止
  - イ 正しい花火の使い方
- (2) クラブにおける防火訓練
- (3) 消防庁舎及び消防車両等の見学
- (4) 防火に関する絵などの作成、展示
- (5) 防火パレード等
- (6) そのほか必要と認める活動

### 第4章 組織

第5条 クラブに委員長及び副委員長1名をおく。

- (1) 委員長は、園長とし、クラブの指揮をとるものとする。
- (2) 副委員長は、主任クラスの教諭または保育士とし、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

第6条 クラブは、防府市消防本部に設けられた防府市幼年消防クラブ指導育成会から運営指導を受けるものとする。

第2号様式

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

幼稚園・保育園(所)名

代表者職氏名

## 防府市幼年消防クラブ退会届

次の理由により防府市幼年消防クラブを退会します。

1 退会年月日

年 月 日

2 退会理由